

古賀市国民健康保険運営協議会（第8回）

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市国民健康保険条例施行規則第11条に基づき会議録を作成する。

1. 会議の日時及び場所

日 時 平成30年1月19日（金） 19:00～20:30
場 所 古賀市役所 中会議室

2. 出席委員の氏名

○出席 渡 信人（会長）、三輪 朋之、野田 廣子、淀川 治、
塩津 美都子、芝尾 郁恵、中山 影親、福岡 綱二郎
○欠席 矢野 洋子

3. 事務局

市民部長（野村）
市民国保課長（坂井）、国保係長（長野）、国保係（江野・阿部）
予防健診課長（中村）、参事補佐兼健診指導係長（長崎）

4. 議事及び議事の概要

別紙のとおり

5. 規則第11条に基づく署名

署名人については、会長の指名を受けた三輪委員及び芝尾委員とする。

署名人_____

署名人_____

古賀市国民健康保険運営協議会（第8回）会議録

1. 開会

定足数に達しているので開会する。（市民国保課長）

2. 会長あいさつ

3. 議事

①国保事業費納付金に基づく国保税の検討について

（1ページから6ページ資料説明：国保係長）

- 淀川委員 5ページの①現行の応能割と応益割の比率は。
- 国保係長 改正時は50対50になるように改定したが、平成29年度は若干応能割が多い。
- 福岡委員 応能割が50%を超えているということか。
- 国保係長 少しだが超えている。所得と被保険者数を推計して試算しているので、実際の賦課額ではどうしても若干のずれが出てくる。
- 福岡委員 今後は45対55を目指すのか。
- 国保係長 県の国保運営方針にあるとおり、中長期的に保険料の県内均一化が行われる場合は、45対55になるのではないかと考えるが、2、3年で均一化は考えにくい状況である。
- 福岡委員 将来的にはそのようになるのであれば、どの時点でそこに舵を切っていくかということか。
- 国保係長 そのとおりである。
- 塩津委員 4ページに約2,500万円の減額が可能とあるがどういうことか。今回はそれを見込んで税率案を提示しているのか。
- 国保係長 5ページの①の現行の税率で、仮に平成30年度賦課すると、約2,500万円多く収入するであろうと見込むということ。納付金を納める額を勘案して算出したのが、②、③、④になる。
- 芝尾委員 ②と③の間の税率も可能か。徐々に④に近づけるということも可能か。
- 国保係長 例として出しているが、必要な保険税総額を確保できれば、②と③の間でも可能である。
- 渡会長 現行は所得が多い人に負担をかけすぎているという考え方もできるのか。

- 国保係長 ④を目指すとするならば、そのとおりである。中間所得世帯に負担をかけて、低所得世帯の負担を抑えているという考え方もできる。誰かに負担してもらわなければならないので、バランスの問題になる。
- 塩津委員 ④になるのはどのくらいの時期か。
- 国保係長 県の運営方針では、保険料の県内均一化については、市町村の医療費水準の平準化等を図りながら、中長期的に行うこととすしか示されていない。断言はできないが、3年や5年よりもっと先ではないかと考える。
- 塩津委員 1回下がると、また上がるときにきついのではないか。
- 三輪委員 ②と③の中間ぐらいではどうなるのか。
- 国保係長 ②と③の中間ぐらいも試算をしたが、現行より上がる世帯が出てくる。②から少し③に寄せると均等割と平等割が上がるので、上がる世帯が出てくる試算結果であった。
- 福岡委員 現行であれば2,500万円余剰金が出るので、その分を引くのか。今後納付金が上がっていくことを考えると、ストックしておく方が、上げるときに影響が少ないのではないか。毎年度改定するのは大変なので、数年後を見越して考えるべきか方針を決める必要があるのではないか。
- 三輪委員 毎年度改定を議論するのは大変ではないか。
- 福岡委員 県内の他市町の状況はどうか。
- 市民国保課長 他市町も今審議しているところであり、詳細は不明である。
- 市民部長 今回の制度改正で、本来であれば上がるところも、下がるところも出てくるのだろうが、平成20年度の後期高齢者医療制度創設のときに、実際に上がった方はそんなに多くなかったが、混乱した経緯がある。
国としては、今回の制度改正のスタートでなるべく負担増の人を出さないというのを一番に考えているようである。ただ、実際は市町村判断になるのでどうなるかは不明である。
- 中山委員 国、県の意見が強く、市町村の意見が通るのかという感じがする。
- 渡会長 ほかに意見、質問はないか。(なし)
事務局としての考えはどうか。
- 市民国保課長 事務局としては、約2,500万円を減額するというので、②の応能割対益割が50対50の案が望ましいのではと考えている。
理由は、平成28年度の保険税改定時に全体的に増額しており、国保制度改革に伴い減額が可能となる今回の改定では、増額となる世帯が出ないよう全体的に減額改定することが望ましいと考える。
なお、中長期的には、今後税率改定を行う場合に、徐々に④の比率へ近づけていくことで、将来の保険料の県内均一化があった場合に、被保険者にとって激変が少しでも緩和されると考えている。

- 渡会長 事務局の案に対し、意見を求める。
- 淀川委員 制度改正に伴い減額できるので、減額して事務局案のとおり②でいいのではないか。
- 芝尾委員 減額するとしたら、またすぐ上がるのか、今後の見通しはどうか。上がった、下がったりするのは混乱を招くのではないか。
- 国保係長 医療費は中長期的には上昇傾向にあると考えるが、毎年度示される納付金を単年度で見れば、下がることもあり得ると考えている。それに伴い、保険税率を上げたり、下げたりするのは混乱を招くと考える。
- 渡会長 平成28年度繰上充用を行ったが、平成29年度の決算見込みはどうか。赤字は解消されるのか。余剰金は出るのか。
- 国保係長 給付費、公費等が確定していないので、明言はできないが、平成28年度決算からすると、平成29年度決算では、赤字は解消でき健全財政になるのではないかと考えている。繰越金の額については現段階では何とも言えない。
- 塩津委員 繰越があった場合に繰越金をストックすることもできるのか。
- 国保係長 可能である。
- 塩津委員 以前の繰越金はどうであったのか。
- 国保係長 税率改定前の平成26年度までは繰越金があったが、少しずつ減少して、平成27年度になくなり赤字となったことから、平成28年度に保険税改定を行った。
- 渡会長 下げるのはいいが、また上げる改定をすることを心配している声があるように思えるが、今後の見込みはどうか。
- 市民部長 診療報酬改定が2年に1回行われるが、平成30年、31年はマイナスとなっている。また、約2,500万円の減額は見込みではあるが、国保税の収納率を上げれば収入も上がる。保険者努力支援制度も導入され、古賀市は県内でも多く収入する予定である。また、予防健診課と連携し健康づくりにも力を入れる考えである。よって、収入はある程度見込めるので、1年、2年ですぐに上げなければならない状況にはならないと考えている。
- 福岡委員 事務局から下げるとあったが、現状と今後の方向性を市民に周知する必要があるのではないか。今回は下げるけれども、中長期的には応能割と応益割の比率から、低所得者層に負担が増えてくるようになる。また、医療費の増加により負担が増えることが見込まれる。また、予防健診課の事業と連携していくという説明が大事と感じる。

スタート地点としては、事務局が提案してる全員がいくらかでも下がる方向でいいと考える。ただ、将来的な方向を示す必要がある。
- 芝尾委員 福岡委員の意見に賛成する。

- 塩津委員 下がるのは被保険者にとってはうれしいことなので、できれば下げの方がいいのではないか。
- 野田委員 応益割と応能割とは。
- 国保係長 軽減措置はあるが、所得に関係なく、1人当たり、1世帯当たり定額の負担を求めるのが応益割である。応能割は所得に対して賦課するので、応能割がかかっていない世帯もある。
- 野田委員 低所得者は応能割が多い方がいいのか。
- 国保係長 収納する保険税総額が同一であれば、応能割が多くなると、応益割が少なくなるので、低所得者には負担が小さくなる。よって、②から④に近づくと均等割と平等割が高くなり、所得割が低くなる。
- 野田委員 低所得者にあまり負担をふやさない方がいいのではないか。でも、④に近づけたいということか。
- 国保係長 将来的なことを考え、今後少しずつでも近づけた方がいいのではないかと考える。
- 渡会長 古賀市の場合は、全国的に見て所得が多い人が少ないにもかかわらず、所得割で半分の負担をお願いしているので、所得が多い人に過度に負担してもらっている状況にあるのではないか。
ほかに意見等はないか。(なし)
では、審議会としての意見をまとめる。平成30年度の保険税率については、これまでの委員の方の意見から5ページの②の応能割対応益割が50対50としたいがよろしいか。(了承)
次に、事務局に7ページからの説明を求める。

(7ページから8ページ資料説明：国保係長)

- 福岡委員 3方式にするとプラス改定になる世帯が出てくるということか。
- 国保係長 そのとおりである。
- 福岡委員 急いで変える必要がなければ、現行の2方式でいいのではないか。
- 芝尾委員 2方式でいいと思う。
- 渡会長 ほかの委員の方の意見はどうか。(全員2方式で賛成)
- 渡会長 それでは、介護分の2方式、3方式については、2方式としたいがよろしいか。(了承)
議事①国保事業費の納付金に基づく国保税の検討については終了する。

②今後の国保税のあり方について

(9ページ資料説明：国保係長)

- 渡会長 (1) 平成30年度以降の国保税改定についての意見を求める。
- 福岡委員 ②でいいと思う。
- 淀川委員 特段の事情があった場合には考えるとあるので、②でいいと思う。
- 渡会長 ほかの委員の意見はどうか。(全員②に賛成)
- 渡会長 平成30年度以降の国保税改定については、②の特段の事情がない限り、原則3年ごとに改定するのとしたいがよろしいか。(了承)

- 渡会長 次に、(2) 賦課割合についての意見を求める。
- 福岡委員 ③でいいと思う。
- 芝尾委員 例えば国が示す係数に近づけないとペナルティはあるのか。
- 市民国保課長 県内均一化になるときは国が示す係数になる可能性が高いので、できるだけ近づけるという考え方である。
- 芝尾委員 ③でいいと思う。
- 野田委員 ①でいいと思う。
- 塩津委員 ③でいいと思う。
- 淀川委員 ③でいいと思う。
- 中山委員 ③でいいと思う。
- 三輪委員 ③でいいと思う。
- 渡会長 1人が①という意見であったが、多数は③であったので、協議会の意見としては、賦課割合について、③の今後の国保税改定時に国が示す係数による比率へ徐々に近づけていくとしたいがよろしいか。(了承)

- 渡会長 次に、(3) 介護分の2方式・3方式についての意見を求める。
(全員③に賛成)
- 渡会長 介護分の2方式・3方式については、③の当分の間、2方式とし、今後国、県、他自治体の動向を見て再検討するのとしたいがよろしいか。(了承)
議事②今後の国保税のあり方については終了する。

③その他

- 国保係長 本日の意見を基に、次回答申案を作成するので、確認を願う。
- 渡会長 ほかにないか。(なし)
議事③その他は終了する。
- 渡会長 次回のスケジュールを事務局から説明願う。

○国保係長 次回1月29日の19時から開催する。

○渡会長 会議録署名委員を三輪委員と芝尾委員にお願いする。

4. 閉会

○渡会長 運営協議会を終了する。